

教育実習を受講する皆さんへ（重要なお知らせ）

令和2年9月3日

教育学部長

8月12日付で、教育実習を受講するすべての学生に、教育実習の開始前2週間から終了後2週間まで、オンライン以外の課外活動（東広島、霞、東千田）を禁止することとする旨、通知したところですが、その後の広島県内の新型コロナウイルス感染状況の変動に鑑みて、教育実習終了後のオンライン以外の課外活動の禁止期間については、以下のとおり変更することをお知らせします。なお、教育実習の開始前2週間から実習期間中の、オンライン以外の課外活動の禁止については、変更はありません。また、以下の取り扱いに関する注意事項を次ページに記載しているので必ず確認してください。

- 教育実習最終日を末日とする直近の1週間において、「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が5人未満」であった場合、教育実習終了後1週間が経過するまで（最終日の翌日から起算して7日間）は、オンライン以外の課外活動を禁止する。
- ただし、教育実習最終日を末日とする直近の1週間において、「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が5人以上」であった場合、教育実習終了後2週間が経過するまで（最終日の翌日から起算して14日間）は、オンライン以外の課外活動を禁止する。

※教育実習最終日を末日とする直近の 1 週間における広島県内の新規感染者状況については、実習最終日の翌日に、以下の Web サイトで確認してください。

→ YAHOO!JAPAN の「広島県 新型コロナ関連情報」の「広島県の発生状況」の「新規」の度数分布表（初期画面は「現在」が表示されるので「新規」をクリックすること）<https://hazard.yahoo.co.jp/article/covid19hiroshima>

なお、実習最終日を末日とする直近の 1 週間における、広島県内の 1 週間の人口 10 万人あたりの新規感染者数が 5 人未満であるか、5 人以上であるかについては、各実習の最終日の翌日（土日祝日の場合は翌平日）に、「My もみじ」で通知します。